

保護者各位

市川市放課後保育クラブ保育料12月からの減免申請について

日頃より、市川市放課後保育クラブの運営にご協力をいただきありがとうございます。

下記の減免基準に該当し、令和3年度放課後保育クラブ保育料の減免を希望される方は、期限までに必要書類を添えてご提出ください。

1. 減免期間 令和3年12月から令和4年3月まで

2. 減免基準

対象世帯	減免後保育料(月額)	必要書類	注意事項
1. 生活保護世帯	0円	① 減免申請書 ② 保護証明書	生活保護世帯で4月以降すでに減免となっている方は、提出不要。 今回初めて申請する方のみ①②をご提出下さい。
2. 市区町村民税が非課税世帯	0円	① 減免申請書 ② <u>令和3年度市区町村民税の課税(非課税)証明書</u> ③ 住民票 (<u>世帯全員記載</u>)	※4月～6月分の減免申請をされた方は③住民票の提出は不要。 ①と②のみご提出下さい。 今回初めて申請する方は、①②③全てご提出下さい。
3. 市区町村民税が均等割額 のみの世帯	2,000円		
4. 市区町村民税の所得割額が 10,000円未満の世帯	4,000円		
5. 市区町村民税の所得割額が10,000円以上 20,000円未満の世帯	6,000円		

※令和3年1月1日に政令市に住民票があった場合、市民税の計算方法が異なります。青少年育成課までご連絡ください。

3. 提出期限 令和3年12月20日(月) 青少年育成課必着

4. 提出先 新規入所の方・・・青少年育成課(郵送可・オンラインでの減免申請はできません)
入所中の方・・・各放課後保育クラブ、青少年育成課(郵送可・オンラインでの減免申請はできません)

5. 留意事項 (1) 減免申請書は、青少年育成課、各保育クラブに用意してあります。
また、市公式 Web サイトからもダウンロードできます。
(2) 兄弟姉妹で在籍する場合は、世帯で1枚の申請書の提出になります。
(3) 申請受付時点で、3ヶ月以内に発行された書類が有効となります。

6. 問合せ先 市川市教育委員会 青少年育成課 ☎047-383-9419
〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所第2庁舎4階